

亀山市国民健康保険「資格確認書（特別療養）」の取扱いについて

1 制度改正

マイナンバーカードと健康保険証の一体化のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行され、従来の被保険者証の発行が令和6年12月2日以降廃止となったことに伴い、国民健康保険税（以下「保険税」といいます。）を滞納している世帯主等に対する短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行も廃止されました。

このことに伴い、長期にわたり保険税を滞納している世帯主等に対しては、原則として特別療養費を支給することとし、「資格確認書（特別療養）」を交付します。

2 「資格確認書（特別療養）」の概要

特別の理由がなく保険税を長期にわたり滞納している世帯について、市が納付に資する取組を行ってもなお納付がない場合は、国民健康保険法第54条の3の規定により療養等の給付に代えて特別療養費を支給します。

市は、「資格確認書（特別療養）」（マイナ保険証保有者の場合は「資格情報のお知らせ」）を対象者に交付し、その者が医療機関を受診した際は、窓口で医療費（10割）を一旦負担し、後日申請により自己負担分を除いた保険給付分（7割又は8割）を市から支給することとします。

3 「資格確認書（特別療養）」の交付対象者

「資格確認書（特別療養）」の交付対象者は、保険税の滞納者が属する世帯の被保険者で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 毎年8月1日を判定基準日とし、判定基準日の属する年度の前年度以前の保険税に係る滞納期別が10期以上の者

R5	R6								
9期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
R6.3.31	R6.7.31	R6.9.2	R6.9.30	R6.10.31	R6.12.2	R6.12.25	R7.1.31	R7.2.28	R7.3.31

滞納期別が10期以上

- (2) 前年度に「資格確認書（特別療養）」の交付対象から除外された者のうち、納付計画（原則1年以内）を履行していない者

○「資格確認書（特別療養）」交付世帯数見込み（令和7年5月21日時点） 44世帯

4 「資格確認書（特別療養）」の対象者から除外する者

次の各号のいずれかに該当する者は、「資格確認書（特別療養）」の交付対象から除外することとします。

- (1) 特別の事情（※1）がある者又は原爆一般疾病医療費の支給等（※2）を受けられることができる者
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 医療機関において当該被保険者が緊急に医療を受ける必要があり、医療費の一部負担金の支払が困難な者
- (4) 1年以内を原則とした納付計画があり、その納付計画を履行している者
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7の規定により滞納処分の執行が停止されている者
- (6) 世帯主が三重地方税管理回収機構に移管されている者
- (7) 市が妥当と認めた額の継続債権を差し押さえられ、又は滞納税を充足できる財産を差し押さえられている者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

（※1）国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第28条の6に定める世帯主等がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと、世帯主等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと等の事情をいい、これらについて市に届け出る必要があります。

（※2）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により原子爆弾の被爆者は放射線の影響で病気やけがにかかりやすいこと等から一般疾病医療の給付の制度が設けられています。

5 納付に資する市の取組

市では、保険税の滞納者に対して次の取組を行っており、これらの取組を行ってもなお納付しない者について、「資格確認書（特別療養）」の交付に係る対応を図ることとします。

- (1) 保険税を滞納している世帯の世帯主に納付勧奨通知を送付する。
- (2) 電話、訪問等により納付を催告する。
- (3) 電話、窓口等において納付に係る相談に応じる機会を設ける。

6 「資格確認書（特別療養）」に係る事務スケジュール

令和7年1月	対象者に1回目の催告書及び納付勧奨通知を送付
4月・5月	対象者に2回目・3回目の催告書及び納付勧奨通知を送付
6月上旬	対象者に4回目の催告書、納付勧奨通知及び弁明の機会付与通知書を送付
～7月上旬	弁明書が提出されない場合又は弁明によっても特別療養費の対象であると認められる者に特別療養費の支給に係る事前通知書を送付
8月	対象者に「資格確認書（特別療養）」又は「資格情報のお知らせ」を交付